

## 「輸送の安全確保に関する命令」の発出

### 海上運送法第19条第2項に基づく行政処分

去る平成29年7月26日、神戸港において、株式会社OMこうべ（神戸市中央区港島中町4丁目1番1）所有船舶「そら」（84総トン）が、神戸空港東側の進入灯台に衝突のうえ、乗員乗客合わせて15名に怪我を負わせるという事故が発生した。

事故後に行った立入検査において、以下のとおり輸送の安全を阻害している事実が確認された。

- I 適切な操船を実施していなかったこと。
- II 安全管理規程を遵守していなかったこと。

かかる事態の再発防止と輸送の安全を確保するため、海上運送法第19条第2項に基づき、下記のとおり命令を発出した。（平成29年9月7日付）

#### 記

1. レーダー等により常に自船の位置を把握する等、適切な操船を行うこと。
2. 上記1. 及び事故の処理について、自社の安全管理規程第50条に基づき、運航委託先の乗組員を含む全従業員に対する、安全管理規程及び関係法令の安全教育の計画として、教育実施予定時期・場所、教育の実施方法、教育予定内容及び教育の実施対象者を記載した文書を平成29年9月21日までに神戸運輸監理部に提出し、当該計画が適切であることの確認を受けたうえで、速やかに安全教育を実施すること。
3. 上記2. の安全教育の実施後、その記録を速やかに神戸運輸監理部に報告すること。

以上

この件に関するお問い合わせ先

神戸運輸監理部 総務企画部

広報対策官 川端

（電話）078-321-3141（直通）